

静岡県警察名誉師範の称号に関する訓令

(昭和58年3月15日県本部訓令第4号)

(目的)

第1条 この訓令は、静岡県警察名誉師範(以下「名誉師範」という。)の称号の授与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考基準)

第2条 名誉師範は、永年本県警察の柔道、剣道又は逮捕術の指導教養に専従し、術科の普及振興に特に顕著な功労のあった退職者で、次の選考基準に該当する者とする。

- (1) 人格、識見共に優れ、県民の模範である者
- (2) 柔道又は剣道の7段以上の資格を取得している者
- (3) 柔道又は剣道界において高度の指導的立場にある者

(名誉師範候補者の推せん)

第3条 教養課長は、第2条に規定する選考基準に該当し、名誉師範にふさわしい者があると認めるときは、部長会議の審議を経て、様式第1号により本部長に推せんの上申をするものとする。

(称号の授与)

第4条 名誉師範の称号の授与は、前条の上申に基づき本部長が決定し、様式第2号の名誉師範の証の交付をもって行う。

(処遇等)

第5条 名誉師範に対しては、本県警察が行う次の行事に招待することができる。

- (1) 各種術科大会
- (2) 術科に関する訓練

2 名誉師範は、本県警察の術科技術向上のため指導できるものとする。

(事務の処理)

第6条 名誉師範に関する事務は、教養課において処理する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年3月26日県本部訓令第4号)

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年8月5日県本部訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月31日県本部訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年1月12日県本部訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。